

河内町地域防災計画

【概要版】

令和2年3月
河内町防災会議

目 次

I	地域防災計画とは	1
1	計画の目的	1
2	計画の基本方針	1
3	計画の構成と内容	2
II	地域の災害危険性	3
1	風水害	3
2	地震	5
3	ハザードマップ	5
III	災害に備える活動	6
1	災害対応力の向上	6
2	耐震化の促進	7
IV	災害が発生したときの活動	8
1	災害対策本部	8
2	情報伝達・広報活動	9
3	避難活動	9
4	消火・救助・医療活動	10
5	災害の警戒防ぎよ・二次災害の防止	11
6	被災者への生活支援	11
7	帰宅困難者対策	12
8	災害ボランティア	12
9	交通対策・緊急輸送	12
10	原子力災害対策	13
V	災害復旧・復興	13
1	災害復旧	13
2	災害復興	13

I 地域防災計画とは

1 計画の目的

河内町地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）は、災害対策基本法に基づいて、河内町防災会議が策定するものです。

この計画では、町及び防災関係機関等がその全機能を発揮して、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる河内町をつくることを目的としています。

2 計画の基本方針

地域防災計画は町の防災行政を司る総合的かつ基本的な計画であり、町だけでなく、国、県、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって協力しながら防災対策を行うこととされています。

河内町では次の方針に基づいて、防災施策を推進しています。

■ 計画の基本方針

- ① 利根川、小貝川、霞ヶ浦の洪水を想定した計画を立てる。
- ② 阪神・淡路大震災（平成7年）、東日本大震災（平成23年）の教訓を踏まえ、震度7の地震も想定した防災対策の確立を図る。
- ③ 新潟県中越地震（平成16年）、能登半島地震（平成19年）、新潟県中越沖地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）などの近年発生した地震によって明らかになった新たな課題を反映した計画とする。
- ④ 災害による被害を最小限とするため、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する「減災」の観点の考え方を基本方針とし、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- ⑤ 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- ⑥ 町及び防災関係機関等による「公助」はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ及びボランティア等による助け合いによる「共助」の観点から、町民、事業者の役割も明示した計画とする。
- ⑦ 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者の増加にともない、要配慮者に配慮した計画とする。
- ⑧ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた計画とする。

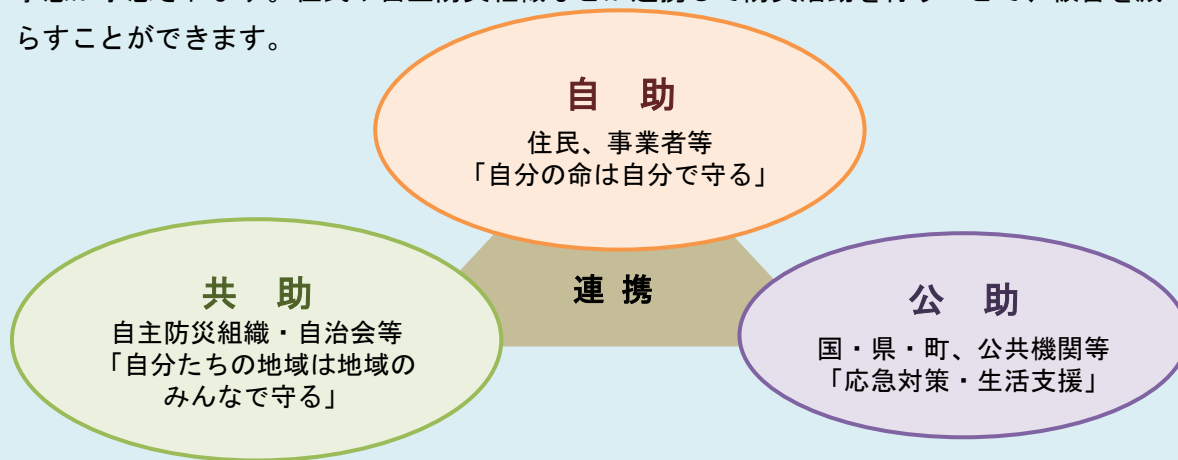
■ 防災対策の推進・改善

地域防災計画は、河内町の防災体制や各種防災対策を総合的に定めた基本計画です。

また、防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要があります。このため、本計画を随時点検・修正を行い、河内町の地域性や過去の災害の教訓等を踏まえた内容に改善していきます。

自助・共助・公助の重要性

大規模な災害が発生した場合、消防、警察、町役場などの防災機関だけでは対応できない事態が予想されます。住民や自主防災組織などが連携して防災活動を行うことで、被害を減らすことができます。



3 計画の構成と内容

地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、国、県、町、その他防災関係機関、住民事業所等の役割分担が示してあります。

地震や風水害等の自然災害のほか、航空機の墜落事故等の大規模事故災害も対象としています。

河内町地域防災計画の構成

項 目	内 容
総 則	計画の概要、被害想定、関係機関の役割等
災 害 予 防	地震や風水害の被害を防止・軽減するため、平常時に行うさまざまな備えや耐震化等の計画
災 害 応 急 対 策	大雨、洪水、暴風等のおそれがあるときや地震が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動、二次災害の防止措置等の計画
災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策	被災者の生活再建支援、農林業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
航 空 災 害 対 策 計 画	航空機の墜落事故に備えた資機材等の整備や事故発生時の救助活動等の計画
道 路 災 害 対 策 計 画	道路施設の被害、危険物積載車両の事故等による被害の防止や事故発生時の救助活動等の計画
危 険 物 等 災 害 対 策 計 画	危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の取扱施設における事故防止対策や事故発生時の二次災害防止措置及び救助活動等の計画
大規模な火事災害対策計画	大規模建築物等での火災防止対策、火災発生時の消防、避難活動等の計画
原 子 力 災 害 対 策 計 画	放射性物質取扱事業所や県内の原子力事業所における事故を想定した備え、事故発生時の防護や除染措置等の計画

Ⅱ 地域の災害危険性

1 風水害

■ 過去の風水害

河内町を含む利根川下流域では、昭和10年代に相次いで被害の大きな洪水が発生しています。昭和56年8月の小貝川破堤水害でも北河原・万年地区で浸水被害を受けていますが、昭和10年代の洪水と同様に利根川上流域では500mmを超える降雨があったにもかかわらず、浸水面積は龍ヶ崎市を中心に29km²にとどまりました。これは、近代的な河川改修が進み治水技術が進歩したためであり、近年は全国的に大河川の氾濫による洪水被害は減少してきています。

近年の風水害では、中小河川の氾濫や降雨がはげずに発生する浸水被害（内水被害という）が目立っています。

河内町に被害を及ぼした利根川下流域の洪水

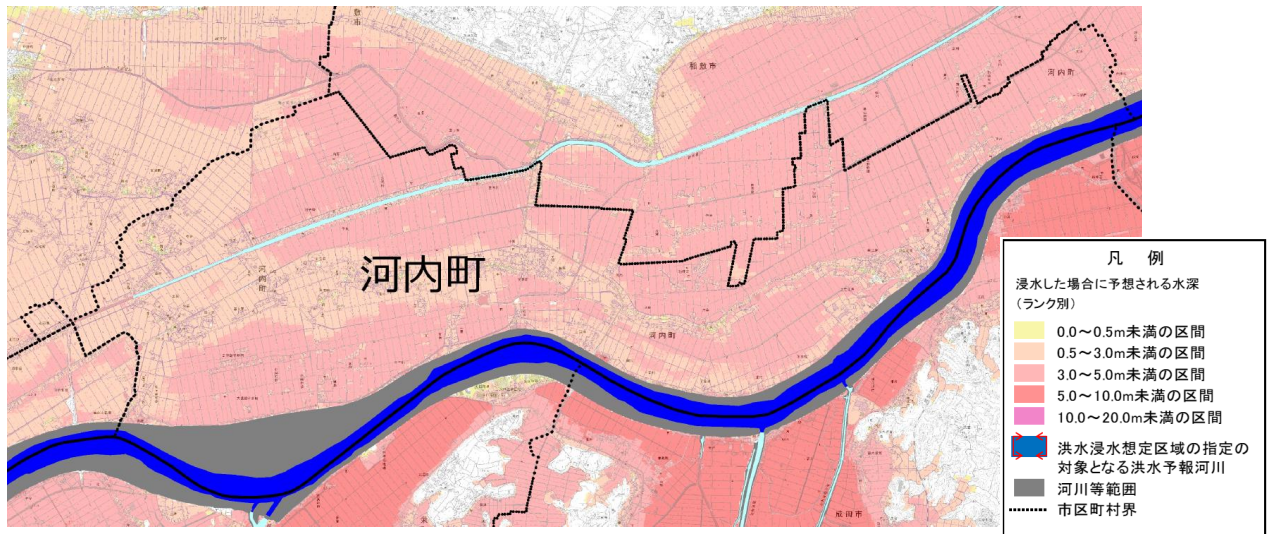
年 月	豪雨の中心	豪雨中心域での雨量	洪水規模
昭和10年9月	利根川上流	300～600mm	新利根川に沿って高須から東村まで一万数千町歩（百数十km ² ）
昭和13年6月	沼津－東京－水戸を結ぶ線	400～500mm	新利根川に沿って馴柴村から14,000町歩（138.9km ² ）
昭和16年7月	日光・足尾	200～350mm	牛久沼から新利根側沿岸10,000ha（100km ² ）
昭和56年8月	利根川上流山間部	500mm	龍ヶ崎市川原代町から29km ² 河内村内の被害は、北河原・万年地区で床上浸水2戸、田の冠水160ha、道路亀裂2箇所

近年の主な水害

年 月	気象現象の種別等	被害概況
昭和61年8月4日～5日	台風10号	床下浸水：1戸（金江津） 田の冠水：1,505ha 畑の冠水：62.77ha ゴルフ場の水没：75ha
平成元年8月27日	台風17号	ゴルフ場の約2/3が水没 水田等約27ha水没
平成3年8月21日	台風12号	ゴルフ場水没：約100ha 田の冠水：約5ha
平成3年9月19日	台風19号	床上浸水：1戸 床下浸水：6戸（金江津5、下町歩1） 田の冠水：35.3ha 畑の冠水：11.5ha

■ 浸水想定区域

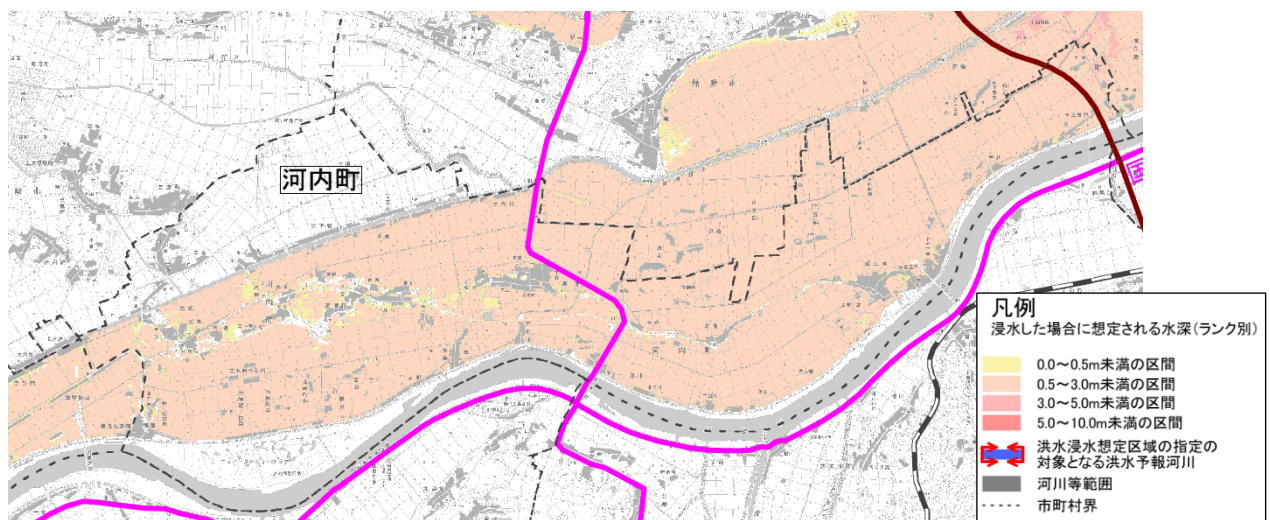
利根川、小貝川、霞ヶ浦が氾濫した場合、町内全域で最大5mの浸水が予測されています。



利根川浸水想定区域



小貝川浸水想定区域



霞ヶ浦浸水想定区域

2 地震

■ 東北地方太平洋沖地震での被害

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震では、町内で震度5強の揺れを観測し、以下のような大きな被害が発生しました。

東北地方太平洋沖地震による町内の被害

種 類	被害項目	被害量等
人 的 被 害	死 者	0人
	負 傷 者	1人
建 物 被 害	全 壊	5棟
	半 壊	70棟
	一 部 破 損	1,046棟
そ の 他	液状化現象により利根川堤防・道路等にも被害が発生し、一時町内全域が断水	

■ 地震被害想定

中央防災会議の地震被害想定によると、茨城県南部のプレート境界地震が発生した場合、町内では東日本大震災を上回る震度6弱程度の揺れが予測されています。

3 ハザードマップ

町では、大地震による揺れ、浸水想定区域等の分布や避難場所、災害に対する備え、災害時の避難行動等を示したハザードマップを作成、公表しています。

ハザードマップは、災害の現象ごとに「洪水ハザードマップ」、「地震防災マップ（ゆれやすさマップ・液状化マップ）」の3種類を作成しています。

Ⅲ 災害に備える活動

1 災害対応力の向上

町内で起こりうる災害から被害の防止又は軽減を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、次の取り組みを推進します。

■ 防災研修・訓練

町や防災関係機関は、災害を想定した各種防災訓練を行い、災害時に速やかに活動できるように備えます。また、自主防災組織等を対象とした防災研修や図上訓練等を開催して、防災知識の普及、自主防災活動の理解促進、自主防災リーダーの育成等を図り、地域の防災力を強化します。

■ 防災教育

町や防災関係機関では職員等の防災教育を推進し、災害の知識や災害対策力の向上を図ります。また、防災意識を高め、防災行動力を身に付けるには幼少期からの教育が重要であるため、児童・生徒等を対象とした防災学習に取り組みます。

■ 食料・資機材の備蓄等

町では、各避難所に防災備蓄倉庫を設置し、食料や災害時用の資機材を保管します。

なお、食糧については想定される被災者数の3日分を目標として備蓄に努めているほか、断水に備えて給水タンク車等の整備を進めます。

■ 災害対策拠点施設の指定

災害時には傷病者の救護、救援物資の輸送・集積、災害ボランティアの受付等を円滑に行うため、様々な対策拠点が必要となります。町は、中央公民館を地域の防災活動拠点として整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努め、災害時に速やかに対応できるように備えます。

■ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、町では次の用途別に指定緊急避難場所・指定避難所を指定しています。

指定緊急避難場所 (水と緑のふれあい公園等18箇所)	切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する場所で、災害別(水害、地震)に指定しています。
指定避難所 (かわち学園等15箇所)	災害発生のおそれがあるときや災害により住家が被害を受け、一定期間、自宅で生活できない場合に一時的に生活する施設です。
福祉避難所 (特別養護老人ホーム等3箇所)	一般の避難所で生活することが困難な要介護高齢者や障害のある方などを対象にした避難所です。

■ 要配慮者の支援

町では、障害者や一人暮らしの要介護高齢者等、災害時に介助が必要な方々の避難等を支援するため、福祉課を中心とした横断的組織として「要配慮者支援班」を設け、支援体制の整備を進めます。

さらに、町では在宅サービスや民生員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者に係る情報（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、避難行動要支援者名簿を整備しており、登録された情報は、平常時から民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者と共有し、要配慮者支援のための地域活動に活用します。

■ 災害協定

町や防災関係機関の対応力を超えるような大規模災害を想定して町内外の団体、民間企業等と災害時の協力協定を締結し、災害時に速やかに応援を受けられるように備えます。

災害協定の締結状況

相互応援	茨城県内の市町村及び消防本部
広域避難の受け入れ	いわき市、ひたちなか市
福祉避難所	特別養護老人ホーム
物資供給	コメリ災害対策センター、明和工業、利根コカ・コーラボトリング、いばらきコープ生活協同組合、パルシステム茨城、伊藤園、セブンイレブンジャパン
歯科医療救護	河内町歯科医師会、茨城県南歯科医師会
情報発信	NHK、茨城放送、新聞社、テレビ局、ヤフー、東電タウンプランニング
その他	国土交通省関東地方整備局（情報交換）、茨城県トラック協会県南支部（物資輸送）、茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部・江戸崎支部阿見部会（LPガス等の供給）、龍ヶ崎郵便局・河内郵便局（情報提供等）、東日本電信電話茨城支店（公衆電話の設置・利用）

2 耐震化の促進

大地震等が発生した場合に、建物の倒壊等による人的被害を軽減するため、町では河内町耐震改修促進計画を策定して、公共建物や住宅等の耐震化を推進します。

■ 町庁舎及び防災上重要な施設の耐震化

町庁舎及び医療施設、学校等、不特定多数の方が利用する施設は、災害時には避難・救援・応急復旧等の活動拠点となるため、耐震診断や耐震改修を計画的に進めます。

■ 住宅の耐震化の促進

町では、町民の耐震診断等に関する相談窓口の開設（都市整備課）、木造住宅耐震診断士による耐震診断の推進により、住宅の耐震化を促進します。

IV 災害が発生したときの活動

1 災害対策本部

災害が発生したときや発生するおそれがあるときには、町は災害対策本部を設置して災害応急対策の活動体制を確立します。

■ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは、町役場の組織をあげて災害対策を総合的に推進するために設置する組織で、町長を本部長とします。

■ 職員の動員

災害が発生したときや発生のおそれがあるときには、町の職員を動員して非常配備態勢をとります。地震の場合は、電話連絡等ができない事態が予想されるため、震度に応じた自動配備を行います。

風水害時の職員配備の決定基準

体制区分		配備基準	本部の設置等
連絡体制		1. 大雨、洪水警報のいずれかが町域に発表され、危険な状態が予想されるとき	なし
警戒体制		1. 連絡体制をとった場合であって、被害が発生し、又は被害が予想されるとき 2. その他状況により総務課長が必要と認めたとき	災害警戒本部の設置
非常体制	第1配備	1. 特別警報が町域に発表されたとき 2. 町域に大規模な災害の発生が予想されるとき 3. その他状況により町長が必要と認めたとき	災害警戒本部又は災害対策本部の設置
	第2配備	1. 局地的に災害が発生したとき 2. その他状況により町長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置
	第3配備	1. 広域にわたる災害が発生し、又は、大規模な災害が発生したとき 2. 広域にわたって被害が甚大となり、さらに拡大の可能性が強いとき 3. その他状況により町長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置

地震時の職員配備の決定基準

体制区分		配備基準	本部の設置等
連絡体制		1. 町内で震度4を記録したとき 2. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）のうち、調査を開始したとする情報が発表されたとき	なし
警戒体制		1. 町内で震度5弱を記録したとき 2. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき	災害警戒本部の設置

非常体制	第1配備	1. 町内で震度5強を記録したとき 2. 町内の一部に被害が発生したとき	町長が必要と認めた場合に災害対策本部を設置
	第2配備	1. 町内で震度6弱以上を記録したとき 2. 町内に広範囲な被害が発生したとき	災害対策本部の設置
	第3配備	1. 町内に大規模な被害が発生したとき	災害対策本部の設置

2 情報伝達・広報活動

迅速かつ的確な防災行動や災害対応を行うため、河内町では、警報や防災情報等を以下のようにして伝達します。

■ 住民への情報伝達

警報や避難情報等の緊急情報は、防災行政無線、インターネットメール、携帯端末の緊急速報メール、ホームページ、Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ、広報車・ハンドマイク等による呼びかけ、ビラの配布、立看板、掲示板等で伝達するほか、必要に応じてテレビ・ラジオ等に災害放送を要請します。

3 避難活動

■ 災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、誘導

台風や大雨による河川の氾濫、土砂災害から円滑に避難するため、町では警報や水位情報等を活用して、3段階の避難情報を発表します。

避難情報の種別

種 別	内 容
避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告又は避難指示（緊急）の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報。
避難勧告	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知する情報。
避難指示（緊急）	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する情報。

■ 避難誘導

避難勧告等を発令した場合、町、警察、自主防災組織等が協力して、組織的に避難を誘導します。また、町は、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等に、避難行動要支援者の登録者名簿を活用した避難支援を要請します。

■ 避難所の開設・運営

町が避難勧告等を発令したときは、町の職員が避難所となる施設の勤務職員等と協力して避難所を開設します。

また、避難が長期化する場合には、行政区や自主防災組織で構成する避難所自治組織を立ち上げ、避難者による自治運営を推進します。

また、女性用スペースの確保、女性用品の女性からの手渡し等、女性等に配慮した避難所運営を行います。

避難所運営組織

構 成	役 割
町職員	・ 原則として、各避難所に負傷者搬送、要配慮者支援、物資の仕分け（配分）・保管及び炊出しに係るボランティアを派遣する。 ・ 本部長は、必要に応じて竜ヶ崎警察署長に対し、警察官の配置を要請する。
避難した住民（自治組織）	特に避難生活が長期化した場合、自治組織を結成して、自発的に避難所担当職員に協力し、避難所の運営に参加する。
施設管理者	施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。
ボランティア	各ボランティアグループは、活動分野別に、責任者等の指示のもと、避難所勤務職員に協力して避難所運営にあたる。

4 消火・救助・医療活動

■ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応ができなくなる事が予想されます。

このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、住民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。

また、救出した方の搬送等についても、住民の皆様に協力を求めることがあります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された方の約9割を、家族や隣近所の方が救出したといわれています。自治会・自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

■ 医療活動

多数の傷病者が発生したときは、避難所、医療施設、町保健センター等に救護所を設置し、医師会等が編成・派遣する医療救護班が、負傷者のトリアージや応急手当等を行います。

また、重傷者等は周辺の災害拠点病院へ搬送します。

その他、避難者の健康確保のため、医師や保健師等が避難所を巡回して、感染症やエコノミークラス症候群の予防、心のケア等を行います。

5 災害の警戒防ぎょ・二次災害の防止

■ 被災建築物の応急危険度判定

大きな地震で建物が被災したときは、余震で建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物の応急危険度判定を実施します。これらの判定は目視で行い、判定結果のステッカーを建物の入口等に表示します。

また、判定の結果、倒壊等の危険がある場合には、避難や立入制限等を行うことがあります。

■ 被災宅地の応急危険度判定

斜面を造成した宅地等では、地震や大雨で地盤が崩れ、家屋が倒壊するおそれがあります。

このような二次災害を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

6 被災者への生活支援

■ 食糧・生活必需品

災害発生当初は、住民のみなさんが備蓄している食糧や町が備蓄している食糧等を活用します。

また、不足する場合には、災害協定を結んでいる団体や企業等に要請するほか、必要に応じて全国的に救援物資の提供を募集します。大量の救援物資が寄せられる場合は、中央公民館等に物資集積拠点を開設して物資の受入、保管を行い、各避難所等へ配送します。

■ 給水

災害により断水した際には、断水地区の病院等の重要施設へ緊急給水を行います。また、避難所等に給水車を派遣して被災者への給水を行います。

住民の皆様へ

「自分の命は自分で守る」という自助の理念のもと、住民の皆様には、普段から家庭内で最低3日分、推奨1週間分の食料や水の備蓄をお願いします。

また、応急給水を受ける場合、ポリタンクや給水袋等が必要になりますので用意をお願いします。

■ 衛生・防疫対策

災害時は断水で水洗トイレが使えなくなることがあります。その場合、町で備蓄している災害用トイレを活用するほか、民間企業から仮設トイレを調達して避難所等に設置します。

また、水害が発生したときは、浸水地域の住家の消毒を実施し、感染症の防止に努めます。

■ 罹災証明

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免等に必要な証書です。

河内町では、二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明書を発行します。

7 帰宅困難者対策

■ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

災害による公共交通機関の運行停止、幹線道路の通行止め等で帰宅困難になった場合は、「むやみに移動を開始しない」のが基本原則です。

このような場合、町では、消防活動等の支障とならないように、学校や企業等に対して一斉帰宅を控え、安全な建物等に一時待機するように呼び掛けます。

■ 一時滞在施設の開設

町では、状況に応じて帰宅困難者のための一時滞在施設を開設します。なお、帰宅困難者の誘導は、原則として各事業所が警察等と連携して実施します。

8 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

町は、河内町社会福祉協議会と協力して災害ボランティア「受入れ窓口」を設置し、活動に必要な資機材等の支援を行います。なお、災害ボランティア「受入れ窓口」では、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネート、防災関係機関、県災害ボランティアセンターとの連絡調整等を行います。

9 交通対策・緊急輸送

■ 交通対策

災害時の緊急車両の通行を確保するため、国道408号等が緊急輸送道路に指定されています。緊急輸送道路では、消防車等の災害対策車両が円滑に通行できるように、一般車両の通行を制限する場合があります。

河内町内における緊急輸送道路

区分	路線	起点側	終点側
第一次緊急輸送道路	国道408号	千葉県境	稲敷市境
第二次緊急輸送道路	県道11号 取手東線	河内町源清田 県道河内竜ヶ崎線分岐	河内町長竿 国道408号交差
	県道68号 美浦栄線	龍ヶ崎市境	河内町生板 県道河内竜ヶ崎線交差
	県道121号 河内竜ヶ崎線	河内町源清田 県道取手東線分岐	河内町生板 県道美浦栄線交差

※ 第一次緊急輸送道路…県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第二次緊急輸送道路…第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路

■ 緊急輸送

緊急輸送には町や防災関係機関の車両を使用するほか、運輸業者等に要請して被災者や救援物資等の運送に必要な車両を確保します。

また、道路の被災等で車両輸送が困難な場合は、臨時にヘリポート（つつみ会館運動場、かわち学

園等）を開設し、県等にヘリコプター輸送を要請します。

10 原子力災害対策

町内は原子力事業所の事故災害に対する重点区域には含まれていませんが、東日本大震災での対応事例や、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等には、放射線のモニタリングや防護対策、除染措置等を計画的に実施します。

また、県内他市町村から避難者の受入要請があった場合は、避難所を開設して、避難元の市町村等と連携して避難者の受入等を行います。

V 災害復旧・復興

1 災害復旧

■ 被災者への支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるように、国、県、町、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

■ 農林漁業者・中小企業者等への支援

災害によって被害を受けた農林漁業者等の災害復旧の促進、生産力の回復及び経営の安定を図るため、天災融資法や金融公庫等による資金融資や農業災害補償金の支払いを促進します。

また、被災した中小企業者等への債務の猶予や事業の復旧に必要な資金融資等を促進します。

2 災害復興

大規模な災害により著しい被害を受けたときは、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置して、関係機関との協議及び住民等との合意形成を図りながら災害復興計画を策定し、復興事業を推進します。

■ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

No	避難地区	避難場所・避難所	住所	電話番号	避難場所	避難所	対象災害 (水害)	対象災害 (震災)
1	生板	旧生板小学校	生板2506	—	●	●	●※4	●
2		福祉センター	生板9593	0297-84-3699	●	●		●
3		第1地区共同利用施設	幸谷64-2	—	●			●
4		第2地区共同利用施設	生板9593-2	—	●			●
5		千の風・河内	生板4627	0297-60-4166		●※1		●
6		あじさい苑	生板8907	0297-84-0311		●※1		●
7	源清田	旧みずほ小学校	源清田1942	—	●	●※2	●※4	●
8		旧河内中学校	源清田57	—	●	●	●※4	●
9		西共同利用施設	源清田279	0297-84-4888	●	●		●
10	長竿	旧長竿小学校	長竿221	—	●			●
11		中央公民館	長竿3689-1	0297-84-2843	●	●		●
12		農業者トレーニングセンター	長竿3566	0297-84-2843	●	●		●
13		農村環境改善センター	長竿3689-1	0297-84-2843	●	●		●
14		保健センター	長竿3689-1	0297-84-4486		●※1		●
15		かわち学園	長竿5456-1	0297-84-6233	●	●	●※4	●
16		水と緑のふれあい公園	長竿5412	—	●			●
17	金江津	旧金江津小学校	金江津4465	—	●	●	●※4	●
18		旧金江津中学校	金江津7501-2	—		●※3		●
19		東共同利用施設「つつみ会館」	金江津645-227	0297-86-2090	●	●	●	●
20		第5地区共同利用施設	片巻905	—	●			●
21		田川共同利用施設	田川520-3	—	●			●
22		田園都市センター	十三間戸496-1	—	●			●

※1 福祉避難所 ※2 校舎部分のみ ※3 体育館部分のみ

※4 2階部分以上を緊急避難場所とする